

社会福祉法人 長崎市社会福祉事業協会 行動計画

《女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画》

1、計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2、目標と取組内容・実施時期

目標 1： 令和11年3月までに所定外労働を削減するため、ノー残業デーを継続設定実施する

【取組内容】

- 令和8年4月～ 現状を把握するため、アンケートを実施。
- 令和8年4月～ アンケート結果を集計。
- 令和8年5月～ アンケート結果を踏まえ、対策を決定。
- 令和8年5月～ 対策実施

目標 2： 計画期間内に年次有給休暇の年10日以上の取得を目指す

【取組内容】

- 令和8年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和8年4月～ 有給休暇取得に向けて職員へ周知する。